

令和 7 年 1 2 月 1 日

山梨県知事 殿

〒 4 0 0 - 0 0 3 1
申請者 住所 山梨県甲府市丸の内〇丁目××一×
氏名 株式会社山梨
代表取締役 山梨 太郎
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）交付申請書

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）の交付を受けたいので、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 1,330,000 円 (F + I)

2 交付申請額の内訳

① 生産性向上と労働能率の増進に資する設備投資等に係る交付申請額

事業費見込額 合計 A	事業費見込額合 計（A）に補助 率（4／5）を 乗じた額 B = A × 4／5	補助上限額 ※別表 1 第 4 欄 C	補助上限 上乗せ額 ※別表 1 第 5 欄 D	補助上限額 合計 E = C + D	交付申請額 B と E を比較して 低い方の額 (千円未満切捨て) F
1,538,000 円	1,230,400 円	900,000 円	900,000 円	1,800,000 円	1,230,000 円

② 社会保険労務士への報酬等の支払いに係る補助金交付申請額

社会保険労務士への 報酬の実支出額 G	県補助金上限額 (別表 2 第 2 欄) H	補助金交付申請額 G と H を比較して低い方の額 (千円未満切捨て) I
120,000 円	100,000 円	100,000 円

3 添付書類確認表

(提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください。8～14は該当する場合のみ)

提出書類		確認欄
1	事業計画書（様式第1号の2）	○
2	収支予算書（様式第1号の3）	○
3	誓約書（様式第1号の4）	○
4	補助対象事業に係る見積書の写し（一式表記ではなく内訳の分かるもの）	○
5	現況写真（設備等導入場所等）	○
6	県税に未納がない旨の証明書	○
7	賃金引上げ対象労働者の賃金台帳の写し※賃金引上げが完了していない場合は直近の6カ月分、賃金引上げが完了している場合は引き上げ前6カ月及び引上げ後	○
8	事業場内最低賃金を規定した就業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの）等の写し※就業規則の変更が完了している場合	-
9	履歴事項全部証明書（発行から6カ月以内のもの）※法人の場合	○
10	直近の確定申告書（第一表、第二表）及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（電子申告の場合は受信通知の写し） 開業したばかりで確定申告の実績がない場合は開業届の写し ※個人事業主の場合	-
11	補助金交付申請手続きに係る社会保険労務士への報酬金額が確認できる契約書等の写し	○
12	キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し（キャリアアップ助成金 様式第5号） またはキャリアアップ計画書の写し（キャリアアップ助成金 様式第1号）	○
13	豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証書の写し（認証未取得の場合は認証審査受付メールの写し）	-
14	キャリアアップ・ユニバーシティの講座修了証の写し 今後受講見込みの場合は申込状況が分かる書類	-

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

様式第1号の2（第4条、第12条関係）

個人事業主、社会福祉法人等
資本金がない場合は記入不要

「常時使用する労働者」の考え
方は次ページの※1を参照

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事業計画（

1 申請企業の規模等		①資本金 又は 出資の総額	1,000,000 円		②企業全体で常時 使用する労働者の 数（※1）	25 人	
		③本店 所在地	甲府市丸の内〇丁目××ー×				
2 株主等一覧表 （個人事業主は記入不要）	株主名又は出資者名		所在地		大企業 （※2）	出資比率（%） （合計 100%）	
	1	山梨二郎	山梨県甲府市丸の内〇ー〇			40%	
	2	山梨三郎	山梨県甲府市丸の内〇ー〇			30%	
	3	山梨四郎	山梨県甲府市丸の内〇ー〇			30%	
	4						
	5						
	6	ほか 人					
	・出資比率の高い株主又は出資者の順に記載し、6番目以降は「ほか〇人」として記入してください。 ・大企業（みなし大企業を含む）の場合は、『大企業』の欄に「〇」を記入してください。 ・確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えるか、右欄のいずれかに「〇」を記入してください。					超える	超えない
3 賃金アップ環境 改善事業場	①事業場の 名称		山梨食堂 甲府店				
	②所在地		〒400-0032 甲府市中央〇丁目××ー×				
	③電話番号		055-232-××××		④常時使用する労働者の 数	10 人	
	⑤事業内容		飲食店				
		日本標準産業分類 令和5年7月告示（第14回改定）を参照	大分類	M 宿泊業、飲食サービス業		中分類	76 飲食店
4 補助事業の概要							
(1) 賃金引上計画 [〇30円コース、②45円コース、③60円コース、⑥150円コース] ※いずれかに〇をす							
ア 事業場内最低賃金引き上げ計画（実績） （※3）		①引上げ前の事業場内最低賃金 1,100 円		事業場内最低賃金には、基本給のほか、歩合給や一部手当も算入します。算出方法はQ&Aで確認してください。			
※④引上げ労働者の内訳が多い場合は、適宜行を追加するか、別紙（様式任意）に記載すること。		②賃金計算期間・支払日 1 日～月末・翌月 10 日支払					
		③引上げ年月日 令和 8 年 2 月 1 日					
		R7.12.1～R8.5.29の間 ただし、実績報告までに 1回以上引き上げ後賃金の支払いが必要					

	④引上げ労働者数 2 人		引上げ人数の数え方は申請要領を参照		
	【内訳】				
	氏 名	(A)引上げ前賃金		(B)引上げ後賃金	引上げ額 (B-A)
	〇〇 〇〇	1,100 円		1,130 円	30 円
	△△ △△	1,120 円		1,155 円	35 円
上記【内訳】表 (B) 引き上げ後賃金のうち最も低い額を最低賃金に定める					
イ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則等 ※実施計画時には案を記載すること。 ※就業規則の変更が完了している場合は就業規則の写しを提出すること。 (事業場内最低賃金) 第〇条 当事業場における最も低い賃金額は時間給または時間換算額 <u>1,130 円</u>とする。ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。 2 前項の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を参入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第 2 条の定めるところによる。					
(2) 事業実施計画（結果） 消費税抜き金額を記載					
必要性、内容及び実施方法		実施時期	費用見込（実績）額		
【実施計画時】 ①現状の作業方法（問題点）、所要時間、1 日（又は 1 月）あたりの作業件数 飲食店を経営しており、一日あたりお昼には〇人程度、夜は〇人程度の来客がある。 大きく接客業務と調理業務に分かれるが、調理業務の中でも手洗いで食器洗浄を行っているため、多くの時間を食器洗浄に費やしている実態があり、従業員には閉店後に 1 時間程度残業をしてもらっている。 具体的には、食器洗浄をお昼に 1 時間程度、夜に 2 時間程度かかっている状態であり、ピーク時には食器洗浄に手が回らなくなる時もあるなど運営上の課題も抱えている。 ②設備投資など業務改善計画の内容 業務用食器洗浄機を導入する。 ③計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果 業務用食器洗浄機を導入することで、今まで手洗いでお昼に 1 時間程度、夜に 2 時間かかっていたところが、食器を食器洗浄機にセットし、洗浄後に食器をしまうだけの作業となるため、お昼は 10 分程度、夜は 20 分程度で食器の洗浄業務を終了することが可能である。 また、残業時間も 1 時間かかっているところが、30 分程度に縮減される予定であるため、労働能率の増進が図れる。 さらに、空いた時間で、調理補助や会計補助、また新メニューの提案など様々な業務に割り振れることが可能となり、事業場全体の生産性向上が図れる。		令和 8 年 2 月上旬	業務用食器洗浄機 1,450,000 円 運搬費 38,000 円 設置費 50,000 円		
		現状・改善内容は具体的に、数量等で記載する。（所要時間、対応人数等）			

※生産性向上、労働者の労働能率の増進にどの程度効果があるのかを具体的に記入してください。 【実施結果時】 ① 設備投資など実施した業務改善の内容 ② 計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果 ※導入前と比べて、計画を実施したことによりどの程度効果があったかを数量等で具体的に記入してください。		
事業費見込（実績）額合計		設備等納品、対象経費支払、 賃上げがすべて完了する日 1,538,000 円
(3) 事業完了（予定）期日（※4）		令和 8 年 3 月 3 1 日
5 申請日の前日又は賃金引上げ日の早い方の日から起算して6箇月前の日から申請日までの解雇等の状況（※5） なし		
6 補助事業に係る他の補助金の受給、申請の有無		有 ・ 無
有の場合、補助金の名称及び所管部署	補助金名： 所管部署：	
7 消費税の取扱い	・ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者	
8 キャリアアップ助成金支給決定の有無（令和6年4月1日以降）	有 ・ 無	
9 キャリアアップ・ユニバーシティの講座受講の有無 （令和6年4月1日以降 ※受講予定を含む）	有 ・ 無	

※1 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（日雇い、2カ月以内の雇用、4カ月以内の季節的業務の雇用）及び試用期間中の従業員は含みません。

※2 大企業とは中小企業基本法に規定する中小企業事業者以外の者で補助対象事業者に該当しません。また、次の者は「みなし大企業」に該当するため、補助対象事業者に該当しません。

（ア）発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業事業者

（イ）発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業事業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業事業者
(エ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を上記(ア)～(ウ)に該当する中小企業事業者が所有している中小企業事業者
(オ) 上記(ア)～(ウ)に該当する中小企業事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業事業者
なお、上記の他、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合も補助対象事業者に該当しません。

- ※3 賃金引上げ(就業規則等の改正及び適用)は、令和7年12月1日以降であれば実施時期を問わない。ただし、引き上げた賃金は、原則として事業実績報告書の提出日までに支払う必要がある。
- ※4 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日
- ※5 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨記載してください)のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引き下げを行った場合

連絡 担当者	部署名	□□社会保険 労務士事務所	職・氏名	社会保険労務士 □□ □□
	電話番号	055 (×××) ××××	メールアドレス	××××@××.jp

様式第1号の3 (第4条、第12条関係)

山梨県貸金アップ環境改善事業費補助金(拡大コース)収支予算(決算)書

1 収入の部

交付申請額を記載

(単位:円)

区分	予算額	決算額※1	資金の調達先
県補助金※2	1,330,000		
自己資金	328,000		
借入金			
その他			
合計	1,658,000		

2 支出の部

消費税抜金額を記載

積算根拠を記載

(単位:円)

区分	予算額	決算額※1	備考※3
機械装置等購入費	1,538,000		業務用食器洗浄機 1,450,000 円 運搬費 38,000 円 設置費 50,000 円
社会保険労務士申請代行報酬	120,000		
合計	1,658,000		

※1 予算時(交付申請)は、決算額欄は空欄としてください。

※2 様式第1号の交付申請額を記載してください。

※3 備考欄には区分ごとに積算根拠を記載してください。なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構いません。

誓 約 書

私は、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和7年12月1日

誓約者 住 所 山梨県甲府市丸の内〇丁目××ー×
(フリガナ) カブシキガイシャヤマナシダイヒョウトリンマリヤク ヤマナシタロウ
氏 名 株式会社山梨
代表取締役 山梨 太郎 株式会社山梨
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
(自署の場合は押印省略可)

生年月日 昭和60年12月1日

性 別 男